

パート従業員の雇用保険の加入手続き

Q 飲食店を経営しています。正社員とは別に、パート従業員を雇うことになりました。ところが、採用予定のパート従業員が雇用保険を希望しないのです。加入手続きは本当に必要でしょうか。

A まず、どのような条件であれば雇用保険に加入させる必要があるのかを確認してみましょう。

雇用保険の加入要件は、

①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

②同一の事業主に31日以上雇用見込みがあることとなっております。

雇用保険の被保険者とならない者、適用除外（65歳に達した日以後新たに雇用される者や1週間の所定労働時間が20時間未満であるものなど）に該当する場合を除き、①②の要件に該当すれば事業主や労働者の希望の有無に関わらず、原則、被保険者として加入しなければなりません。

要件を満たした従業員を雇い入れた場合は、「雇用保険被保険者資格取得届」を雇用した日の属する月の翌月10日までに適用事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します。また、本採用前の試用期間については、加入手続きは行わないという事業所があるかもしれませんが、雇用関係が存在し、加入要件を満たした就労であれば当然に被保険者となります。手続きを怠ったために、労働者が失業した場合などに支給される給付について、不利益を被る事態を生じる可能性があり、退職時にトラブルになる場合もあるようですので、雇い入れ日より忘れずに手続きを行ってください。

なお、詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。